

私立大学等経常費補助金(私立高等学校等経常費補助)
取扱要領

平成16年12月3日 文部科学大臣裁定
平成20年7月15日 一部改正
平成31年1月25日 一部改正

(趣旨)

第1条 この取扱要領は、私立大学等経常費補助金(私立高等学校等経常費補助)交付要綱(平成16年12月3日文部科学大臣裁定)第16条の規定により私立大学等経常費補助金(私立高等学校等経常費補助)の取扱について定めるものである。

(補助金の減額等)

第2条 学校法人が次の各号の一つに該当する場合で、都道府県から国に意見書の提出があったものについては、原則として、各号に定める金額を減額して交付又は交付しないものとする。

- (1) 役員若しくは教職員の間又はこれらの者の間において、訴訟その他の紛争があり、学校法人の運営の適正な執行を期しがたいもの
その状況に応じ補助金の一部又は全額を不交付
- (2) 都道府県からの借入金の償還(利息、延滞金の支払いを含む。以下同じ。)又は公租・公課(私立学校教職員共済組合の掛金を含む。以下同じ。)の納付を6月以上1年未満の期間怠っているもの
当該納付の期間から5月を控除して得た残期間1月につき5%に相当する額を減額して交付
- (3) 都道府県からの借入金の償還又は公租・公課の納付を1年以上怠っているもの
補助金の全額を不交付
- (4) 破産宣告を受け、若しくは負債総額が資産総額を上回り、又は銀行取引停止処分を受ける等財産事情が極度に窮迫しているもの
補助金の全額を不交付
- (5) 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄付行為に違反したものの
その状況に応じ補助金の一部又は全額を不交付
- (6) 経理その他事務処理が適正を欠いているもの
その状況に応じ補助金の一部又は全額を不交付
- (7) 「私立大学等経常費補助金」又は都道府県の経常費補助金で不交付・減額等の処分を受けているもの
補助金の全額を不交付

- (8) 前各号に掲げる事由のほか、所轄庁の指導による改善がなされていないもの
その状況に応じ補助金の一部又は全額を不交付
- 2 学校法人の設置する私立、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(以下「私立高等学校等」という。)が次の各号の一つに該当する場合で、都道府県から国に意見書の提出があったものについては、原則として、各号に定める金額を減額して交付又は交付しないものとする。
- (1) 教職員の争議行為等により教育・研究その他の学校運営が著しく阻害され、その期間が長期に及ぶもの
その状況に応じ補助金の一部又は全額を不交付
- (2) 設置後完成年度を超えていないもの
補助金の全額を不交付
- (3) 当該年度の5月1日現在の在籍幼児児童生徒数の収容定員に対する割合が1.30倍以上のもの
補助金の一部を不交付
- (4) 教育条件が低いと認められるもの
その状況に応じ補助金の一部又は全額を不交付
- (5) 前各号に掲げる事由のほか、所轄庁の指導による改善がなされていないもの
その状況に応じ補助金の一部又は全額を不交付
- 3 前2項各号により補助金の一部を不交付とする場合は、補助金の10%に相当する額を減額して交付するものとし、前2項各号に複数該当する場合は、それぞれの減額率を加算して補助金を交付するものとする。
- 4 国は都道府県に対して、必要に応じて第1項又は第2項に定める意見書の内容の確認及び提出を求めることができる。
- 5 第1項又は第2項に定める意見書が提出されなかった場合においても、学校法人又は私立高等学校等が第1項又は第2項各号に該当すると認められる場合は、国は、当該学校法人又は私立高等学校等に係る補助金の一部又は全額を不交付とすることができるものとする。